

第 10 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 25 年 10 月 21 日 (月) 午後 2 時 00 分

場 所 津市白山庁舎 2 階 205 会議室

出席部会委員 25 伊藤 武則・26 稲葉 和久・27 大井 一司・28 鈴木 照正
29 田口 慶則・30 諸戸 善昭・31 上川 洋文・32 田中 竹次
33 守山 孝之・35 池田 昌司・37 岸野 隆夫・38 中川 和雄
39 藤田 武・40 結城 晋三・47 中谷 秀也

以上 15 名

欠席委員 36 井谷 功・42 片岡 眞郁

出席部会員外委員 34 浅井 競

議長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 27 番 大井 一司・ 37 番 岸野 隆夫

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・
所有権移転)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・
賃貸借権)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 第10回第2農地部会を開会いたします。本日の欠席は36番 井谷 委員、42番 片岡 委員のお二人でございます。よろしくお願いいたします。
本日の議事録署名者を指名させていただきますので、27番 大井 委員、37番 岸野 委員の両委員、よろしくお願いいたします。
それでは、まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から4で件数は4件、合計面積8,552㎡で、この内訳は、田が8,552㎡とありますけれど、申し訳ありません、8,080㎡です。それと、畑が472㎡という事で、内訳のほうの訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。
続きまして、2ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
これにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は1件、合計面積は田で3,415㎡でございます。
この案件につきましては、相続等の届出によるものでございまして、あっせん等の希望はございません。
3ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
番号1、一般個人住宅用地の1件で、合計面積は畑で231㎡でございます。
4ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
番号1は、建売分譲住宅用地、番号2は、資材置場用地、番号3は、駐車場用地、この3件で、合計面積は891㎡、この内訳は、田が464㎡、畑が319㎡、その他が108㎡でございます。

5 ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は畑で231㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは次に議案事項に入らせていただきます。

議案第1号番号2ですけど、これ田中委員に関する案件でございますので、先に1番・3番・4番を審議したいと思います。事務局より説明を願います。

事務局

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）のうち、番号1及び番号3、4について、でございます。

番号1、地区 栗葉、受け人 _____、面積8,642㎡、渡し人 _____、面積9,220㎡、申請地 稲葉町北出_____、台帳地目・現況地目とも田、面積264㎡ 外8筆で、合計面積9,135㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 倭、受け人 _____、面積4,896㎡、渡し人 _____、面積511㎡、申請地 白山町中ノ村宮石_____、台帳地目・現況地目とも田、面積402㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 多気、受け人 _____、面積2,494㎡、渡し人 _____、面積4,139㎡、申請地 美杉町下多気六田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積829㎡ 外1筆で、合計面積1,010㎡。

これにつきましては、受人は、耕作が不便なため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は、3件、合計面積は、10,547㎡、その内訳は田が7,998㎡、畑が2,549㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

鈴木委員

28番 鈴木です。今月の17日に、委員6名と事務局の方2名で現地確認を行ってまいりました。9筆ある中で代表的なものを1筆説明させていただきます。

県道上稲葉羽野線で、_____というブロッコリーの種苗会社があるんですけども、そこの道を挟んだ北側にちょうど5つあります。

そして詳細については事務局の説明通りですので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは3番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井です。倭、3番について説明をさせていただきます。
16日に事務局2名、地元委員3名、5名で午後から現地の確認を行いました。場所は、_____の市道を挟んだ真東が現地でございます。その隣に_____さんが田を持っていて、ちょうど地続きで買い求められたということで、何ら問題ございませんので、ひとつよろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございます。4番、お願いします。

結城委員 40番 結城でございます。多気、4番について説明をいたします。
この方2人とも多気の方であります。一志町高野と高茶屋小森町に双方とも出ておられます。しかし、譲り受け人の_____さんは_____に勤めている以上、ほとんどが美杉に居るため、_____さんは_____に勤めているんですが、自分の所から離れていて、耕作が不便という事で、譲り渡します。譲り受け人は営農の拡大という事ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号の1番・3番・4番について、これに、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号の1番・3番・4番については許可することに決定したいと思います。

議 長 次に、番号2につきましては、農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限に該当しますので、田中委員の一時退席をお願いします。

(田中委員退席)

議 長 事務局よろしくお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）のうち、番号2について、でございます。
地区 高岡、受け人 _____、面積13,403㎡、渡し人 _____、面積6,005.63㎡、申請地 一志町高野北出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積611㎡です。
これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。
この案件につきましては、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺

の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

上川委員 31番 上川です。10月16日、事務局2名とそれから会長、私の4人で調査を行いました。

特に農業委員をされている田中さんの所という事で、念入りに調査をいたしました。何ら問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
地元委員より説明をいただきましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号の2番について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号の2番については、許可することに決定したいと思います。

(田中委員入室)

議長 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 7ページから8ページにかけてお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 森町森垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積284㎡です。

これにつきましては、受人は、建築業を営んでおり、渡人から自宅の隣接地である申請地を譲り受け、資材置場用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 庄田町馬廻り _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積44㎡。

これにつきましては、受人は、申請地の隣接地を所有しており渡人からこの申請地を譲り受け、進入路用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 稲葉町下鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,308㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受け人 _____、渡し人 _____ 外1名、申請地 稲葉町下鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積73㎡ 外3筆で、合計面積453㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、資材置場及びその進入路用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 家城、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白山町北家城開下 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積586㎡。

これにつきましては、受人は、購入予定である宅地に駐車場がないため、渡人からこの申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川口、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白山町川口二川 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積29㎡。

これにつきましては、昭和54年ごろから、自宅への進入路用地として使用しており、渡人、受人連名で始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号7、地区 倭、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白山町佐田車垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積141㎡ 外1筆で、合計面積250㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、駐車場及び資材置場用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号8、地区 倭、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白山町佐田車垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積77㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、自宅への進入路用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号9、地区 多気、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 美杉町上多気馬場 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積274㎡ 外1筆で、合計面積650㎡。

これにつきましては、受け人が、平成20年ごろから、自動車工場用の駐車場用地として使用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号10、地区 多気、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 美杉町下多気漆 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積601㎡ 外1筆で、合計面積786㎡。

これにつきましては、受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、物置及び駐車場用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

8ページになります。

以上件数は10件、合計面積は4,467㎡で、その内訳は、田で1,374㎡、畑で3,093㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番から4番まで、お願いします。

鈴木委員

28番 鈴木です。1番から4番まで一括してということで、説明させていただきます。

1番は、17日に現地確認を行ってまいりました。場所は_____があります、その南側の森町という集落の中にありまして、事務局からも説明がありましたように、その_____さんの隣の畑ですので、問題はないと思われま

す。2番につきましては、_____がありまして、その_____の信号を南へ行ってまいりまして、国道より南の畑になります。これも事務局の説明通りで、問題はないと思われま

す。3番については、16日に会長、部会長始め、本庁の職員さんで、現地確認を行ってまいりました。場所は、農免道路、_____がありまして、そこから北東へ1kmくらい、最近、その周辺は住宅の開発がされまして、付近は大分住宅が建っております。そこで、_____さんの息子さんの土地も家のほうも一部入っているみたいな感じで話はされてい

ました。残りとしては、建売の住宅を分譲するような話もありました。そして、4番につきましては、それに隣接してくる土地の絡みで、_____さんの資材等置場に

するような感じで説明を受けました。詳細につきましては、事務局の説明通りですので、よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは5番、お願いします。

浅井委員

家城、5番について説明をさせていただきます。34番 浅井でございます。

16日に事務局2名、地元委員3名、5名で、現地の確認を行いました。

場所は家城に_____という_____があるんですが、そこから八ッ山のほうへ行く広い道がつけられておりまして、雲出川に橋が架かっているんですが、その橋を渡って300mくらい行った西側に、70戸くらいの北家城という集落がございます。その集落の中に_____という_____があるんですが、その_____から、100mくらい南へ行った所が現地でございます。

申請内容については、事務局の説明通りで何ら問題はございませんので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございます。6番、お願いします。

池田委員

35番 池田です。6番について説明させていただきます。16日に午後から総合支所2名と地元委員3名で現地を確認いたしました。

場所的には、この道を中学校のほうへ、100mくらい行った所を左へ曲がっていただいて、50mくらいの所で、場所的にはそういう所でございます。

それで、現地につきましては、もう先ほど事務局から説明がございましたけれども、道がついた時にこちらへ入ってくる道が狭かったもので、消防用の大きい道がつかまして、その時に現地を下げたという事で、隣りとも田んぼになっています、両端は。問題がないという事でございますので、よろしくご審議お願いします。

議長

ありがとうございます。7番と8番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井です。現地確認は先ほど申しあげましたように、5名で16日に行いました。
場所は_____から南へ約500mくらい行った所が現地でございます。
7番については、事務局の説明通りで何ら問題はございません。
それから8番についてですが、これも一緒の場所なのですが、実は家へ入る進入路がございませんでしたので、_____さんの所が、35年頃から進入路として使われていたのですが、その後平成5年に地道であったので、コンクリートで入るようにされました。
これについては無断でやったという事で、始末書が添付されておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 ありがとうございます。9番、10番、お願ひします。

結城委員 40番 結城です。9番と10番について説明をいたします。
申請人、譲り受け人は_____を営んでおり、駐車場が非常に狭くなってきて足りないという事で、譲り受けたという事で、始末書の添付もされておりますので、何ら問題はないと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。
10番につきましては、この方は_____さんで、奈良県にお住まいの方でございます。耕作放棄地で荒れた畑に、なんか星見台を作るとか自然を愛するという非常に好きな人で、何か作るという事はまずないと思ひますが、星見台を作る、星の観察をすると。優雅な生活を行う人と私は感じているんですが。
また、一部を駐車場、進入路と駐車場にしたいというところですので、隣地の承諾書も添付されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。ただいま、地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議長。それでは、9ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 木造町北野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積813㎡の内450㎡とい

う事です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と3か月間の賃貸借契約を締結し、下水道工事に伴う仮設ヤードとして一時転用するものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

田口委員 29番 田口です。先日17日に現地確認させていただきました。
場所は中勢バイパスを下りて、木造町農道5号線それをちょっと西へ100mくらい行った所です。
この木造町農道の5号線の所へ公共下水を埋設するという事で、その仮設ヤードという事ですので、何も問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、何か皆さんもご意見がございましたら、よろしいですか。

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明を願います。

事務局 10ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 栗葉、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 久居一色町新畑_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積364㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と使用貸借契約を締結し、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

件数はこの1件でございます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。17日に現地確認を行ってまいりました。場所は_____がありまして、その東側へ約200mか300mくらいの所の茶畑になります。

この貸人借人は、同族の孫さんにあたる方になりますので、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 非農地証明願いについて、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第5号 非農地証明願いについて、でございます。

番号1、地区 家城、願出者 _____、申請地 白山町北家城開下_____、台帳地目畑、現況地目宅地、面積472㎡です。

これにつきましては、平成2年4月30日に撮影された航空写真により、申請地には建物が建築されていることが確認できますので、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局より説明がございましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

浅井委員 34番 浅井です。16日に、先ほど申し上げた5名で現地の確認を行いました。場所は議案第2号家城の5番で説明させていただいた_____の南が現地でございます。

先ほど事務局から説明ありましたように、無断で家が建てられて、もう倒れかかっているような状態でした。始末書も添付されておりますので、ひとつご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することに決定したいと思います。 続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を願います。
事 務 局	議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。 表紙をめくっていただきました次のページにあります。農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 地区別に、下の合計欄でご説明いたします。 久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転合わせ20,781㎡、畑の賃貸借、使用貸借、所有権移転合わせ24,178㎡、契約件数は48件でございます。 一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借合わせ28,832.76㎡、畑の使用貸借で462㎡、契約件数は27件でございます。 白山地区につきましては、田の賃貸借で6,559㎡、契約件数は5件でございます。 美杉地区につきましては、田の使用貸借で1,153㎡、畑の使用貸借で721㎡、契約件数は1件でございます。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて57,325.76㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて25,361㎡、合計契約件数は81件、合計面積は82,686.76㎡となっております。 認定農業者への集積状況は、久居地区で18件、一志地区で13件、白山地区で2件、合計面積57,423.76㎡となっております。 なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたが、皆さんからのご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第10回第2農地部会を閉会します。

午後2時45分

上記は、第10回第2農地部会の議事を録したものである。

平成25年10月21日

議 長

出席委員

出席委員